

7 研修の状況

(1) 職員の研修の実施状況

地方公務員法第39条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。令和元年度の実施状況は次のとおりです。

(ア) 職員研修概要

区分	概要	対象者	期間	参加者数
階層別研修	職員として必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級区分等に従い実施する研修 (新規採用職員研修・管理職研修等)	それぞれ職務の階層区分に該当する職員	0.5～1日	48
専門研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する研修 (地域保健活動勉強会)	それぞれ職務の区分に該当する職員	0.5～1日	0
特別研修	ある一定の政策・事業に関して必要な知識及び技能を習得させるために実施する研修 (自治体のデジタルトランスフォーメーション講演等)	全職員	0.5日	32
派遣研修	研修内容が特殊であったり専門的であったりするため、研修専門機関などに職員を派遣して行う研修 (福岡県市町村職員研修所派遣等)	全職員	1日～1年	78
自主研修	自己啓発の機会を保障することで、職員の自己啓発を促し、自らの資質の向上を図る研修 (先進的取組実施自治体視察研修)	全職員	2日	0

(イ) 研修実施機関別の状況

実施機関	研 修 名	研修回数	受講者数
行橋市職員研修所	新規採用職員研修・行政職員のための男女共同参画セミナー・基礎項目研修・自治体のデジタルトランスフォーメーション講演 他	4	80
福岡県市町村職員研修所	新規採用職員研修（前期・後期）・一般職員研修・新任係長研修・新任課長研修・クレーム対応研修・OJT研修・思考能力強化研修・SDGsに基づく政策形成研修 他	46	65
福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会	政策研修	1	1
その他の研修機関	○日本経営協会 条例・規則担当者のための法令実務講座 他 ○福岡県建設技術センター 構造物設計（道路排水構造物編） 他	11	12